

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		氏 名 又 は 名 称			
項 目		旧 税 率 分 小 計	税率 6.24 % 適用 分	税率 7.8 % 適用 分	合 計
		X	D	E	(X + D + E)
課 税 売 上 額 (税 抜 額)		①			
免 税 売 上 額		②			
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額		③			
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)		④			
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)		⑤			
非 課 税 売 上 額		⑥			
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ - ⑥)		⑦			
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		⑧			
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)		⑨			
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額		⑩			
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の (税 込 み)		⑪			
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額		⑫			
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額		⑬			
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額		⑭			
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額		⑮			
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		⑯			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑭ + ⑮ ± ⑯)		⑰			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰ の 金 額)		⑱			
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (仕 入 税 額)		⑲			
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 税 額 控 除 に 関 す る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 仕 入 税 額 に つ い て 、 ⑫ の D 欄 、 E 欄 の 金 額 を 適 用 税 率 ご と の 取 引 総 額 を 割 り 戻 し て 計 算 す る 方 法 (割 戻 し 計 算) に よ り 計 算 し て い ま せ ん か 。		⑳			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 超 又 は 課 税 売 上 割 合 が 95 % 未 満 で あ る に も か か わ ら ず 、 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 を 全 額 控 除 し て い ま せ ん か 。		㉑			
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額		㉒			

【No.48】 申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.49】 本店等との間の内部取引は資産の譲渡等でないにもかかわらず、その対価の額を②F欄にいませんか。

【No.50】 非居住者から受け取る利子等（他の外国に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額の場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.51】 ⑥F欄の金額には、次の金額を含めていますか。

- (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額
- (2) 土地等の譲渡対価の金額
- (3) 受取利子の金額
- (4) 集団投資信託の収益の分配金
- (5) 従業員から受け取る社宅家賃等

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る課税標準額に対する消費税額（売上高に課税される消費税額）について、付表1-1②のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していますか。

【No.53】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していますか。

【No.54】 課税売上高が5億円超又は課税売上高が5億円未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注 意 1 金額の計算に35については、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
4 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。